

第3期天理市子ども・子育て支援事業計画（案）概要

1 計画の位置づけ

- ◆ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- 以上2計画を兼ねた本市の子ども・子育て支援施策についての計画で、「天理市総合計画」を上位計画とする、天理市の子ども・子育て支援分野の個別計画です。

2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とし、毎年度ごとに評価を行い、中間年を目途に計画の見直しを行います。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者等の幅広い分野の委員からなる「天理市子ども・子育て会議」に諮り、計画策定に反映すべきさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

また、令和6年4月22日から同年5月22日にかけて子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童・小学生のいる世帯を対象に「天理市子育てアンケート」を実施しました。

4 計画の構成

- 第1章 計画の基本的な趣旨
- 第2章 天理市の子ども・子育ての状況
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 事業計画の具体的な取組
- 第5章 計画の推進に向けて

5 計画体系図（基本理念・計画策定における視点・計画構想）

◆ 基本理念

こどもが輝き笑顔のあふれるまち、天理

- ① すべてのこどもが夢を持ち、いきいきと育つまち
- ② 安心してこどもを産み育てられるまち
- ③ 地域社会でこどもと家庭を支えるまち

◆ 計画策定における視点

- ① 「こどもまんなか社会」が実現される社会をめざします。
- ② 一人ひとりのこどものすこやかな育ちを等しく保障します。
- ③ 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

- ④ こどもを生き育てたいと思うすべての人が安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会をめざします。

◆ 計画構想

- ① こどもの人権擁護の推進
- ② 子育て支援サービスの充実
- ③ 保健医療体制の充実
- ④ 仕事と子育て両立のための環境整備
- ⑤ 地域でこどもがすこやかに育つ環境づくり
- ⑥ しなやかさを育む教育の推進
- ⑦ 障害のあるこどもの自立と支援
- ⑧ 男女共同参画社会における子育て支援の推進

6 「量の見込み（需要量）」と「確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条第1項により、国が示す「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めました。

国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を受け、また天理市の実情を勘案し、令和7年度から令和11年度の量の見込み（需要）を算出し、確保方策（供給）を定めています。

◆ 【教育・保育】

No.	対象事業	掲載ページ
1	1号認定 幼稚園、認定こども園（教育部分）を希望しているこども	60～63
2	2号認定 教育ニーズ 保育の必要性の認定を受け、幼稚園または認定こども園（教育部分）を希望しているこども 2号認定 保育ニーズ 保育所または認定こども園（保育部分）を希望しているこども	60～63
3	3号認定 保育所または認定こども園（保育部分）や地域型保育事業等を希望しているこども	60～63

◆ 【地域子ども・子育て支援事業】

No.	対象事業	掲載ページ
4	時間外保育事業	64
5	学童保育所（放課後児童健全育成事業）	65～68
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	69

7	地域子育て支援拠点事業	70
8	一時預かり事業	70~71
9	病児保育事業	71
10	子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）	72
11	利用者支援事業	73
12	子育て世帯訪問支援事業	74
13	児童育成支援拠点事業	74
14	親子関係形成支援事業	75
15	妊婦等包括相談支援事業	75
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	76
17	産後ケア事業	76

7 計画の推進体制

本計画で定めた子ども・子育て支援施策については、「天理市子ども・子育て会議」において対象事業の実施状況等の報告を行い、客観的かつ専門的な立場から意見交換、調査・審議を行います。

計画の実施にあたり、行政機関及び関係機関とのネットワークにより推進していくほか、国及び奈良県の関係各機関との連携を図ります。